

下水道の法制度の見直しについて（案）

下水道の整備、管理をめぐる当面の課題に適切に対応するために、以下の観点から法制度の見直しを行うこととする。

1 環境保全等の要請への積極的な対応

(1)課題

近年の環境保全への要請の高まりを受けて、下水道としても、法目的である公共用水域の水質保全を積極的に実現していくことが必要である。

また、法目的に明記されていないが、健全な水循環の確保、資源の有効利用等の重要課題についても積極的に貢献していくことが重要である。

なお、国土交通省では本年6月に「国土交通省環境行動計画」を策定し、環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置づけたところであり、下水道もこれを踏まえ、環境保全インフラとしての機能・役割を十二分に発揮していく必要がある。

(2)制度の方向性

流域別下水道整備総合計画（流総計画）の制度を抜本的に見直し、高度処理を円滑かつ確実に推進するため経済的手法に基づく排出負荷量調整システムを導入して流域内の関係自治体が費用を負担しあうことができるよう措置する必要がある。

また、都市の持続的な発展に寄与するために、処理水の利用、汚泥の再生利用、エネルギーの有効利用等を促進するための新たな制度を創設する必要がある。

さらに、これらの取り組みを確実にならしめるため、法目的を改正し、公共用水域の水質保全及び都市の持続的な発展への寄与について明確に位置づける必要がある。

2 国、県、市町村の適切な役割分担

(1)課題

下水道は、環境への負荷を低減するとともに、安全、健康かつ快適な生活と活力ある社会を支えることを使命とした重要な社会資本であり、国、県、市町村等の各主体が適切な役割分担のもと、相互に協力連携しつつ、責務を果たしていくことによって持続的に機能し得るものである。

近年、環境保全、安全・安心への国民的要請が高まる中で、今後とも下水道がその使命を確実に果たしていくためには、国、県、市町村が、課題に応じた的確に役割を果たしていくことが求められている。

(2)制度の方向性

国の役割

国は、環境の保全等の観点から必要な施策の目標、方向等を提示し、各主体との関係で必要な支援、調整、監督等を行うとともに、国家的な見地から重要な場合は自ら主体的に各主体の行動の基盤づくりを実施す

る役割が求められる。

下水道の管理は、従来から自治事務として、地方公共団体が主体的に対応し、国は、財政的支援等のほか、事業計画の認可、緊急の場合の指示等の事務を行ってきたところである。

このような現行の事務分担は、基本的には妥当性が認められるものの、例えば、東京湾流域での窒素、燐の処理のように、広域性、緊急性、重要性の高い国家的な課題については、対応に限界があることから、国が、流総計画の策定等において主体的な役割を果たすことができる仕組みとする必要がある。

県の役割

県は、地域の状況に応じた施策の目標、方向等の提示や、国、市町村等との協力連携の下に広域にわたる施策を実施する役割が求められる。

下水道の整備については、現在、県が、広域行政主体として、流総計画の策定等を行っている。

しかしながら、下水道の現実の整備は、流総計画に従って確実に行われているとはいいがたい状況にあることから、今後は、県は、広域行政主体として、自ら策定した流総計画の実施について十分な指導力を発揮していくとともに、あわせて、流総計画の実効性が高まるようにその仕組みを改める必要がある。

市町村の役割

市町村は、基礎的な自治体として、国、県等との協力連携の下に地域における施策を実施する役割が求められる。

下水道は、住民に密着したサービスであること等から、一義的には、市町村が今後とも責任をもって整備、管理を行うことが適当である。

また、市町村がその責務を的確に果たせるように、市町村の自主性、自立性をさらに高めるための措置を講じていくことも重要である。

3 補助金改革への的確な対応

(1) 課題

三位一体改革による国の補助金の一層の削減が求められる中で、健康で文化的な住民生活に欠かせないサービスを提供するとともに、流域の水環境、生命・財産を守るために不可欠な義務的な公共施設である下水道の整備を着実に推進していくことが重要である。

(2) 制度の方向性

今後とも政策的に重要な分野について、限られた予算の中で重点的な投資が行われるようにするために、現行の補助制度の根幹は堅持する必要がある。

その上で、整備が遅れている中小市町村の汚水処理施設の整備を早急に進めるため、市町村がそれぞれの地域の状況に柔軟に対応しながら効率的な執行を行うことができるように、交付金制度等裁量性の高い新たな枠組みを導入する必要がある。

下水道法改正の骨子（案）

1 流総制度の抜本的な見直し

流域単位での下水道整備を通じた水質保全を実効あらしめるために、流総制度のあり方を抜本的に見直すこととする。

（１）広域水域における計画策定システムの合理化

一般広域水域

複数の都府県にわたる公共用水域（広域水域）においては、それぞれの都府県ごとではなく、関係都府県が共同して一つの流総計画を定めなければならないこととする。

重要広域水域

広域水域のうち、広域性、重要性、緊急性の一定の要件を満たすもの（重要広域水域。政令等で特定）については、国土交通大臣が流総計画を策定することとする。（又は、国土交通大臣が基本方針を策定し、これに即して、関係都府県が共同して一つの流総計画を定めなければならないこととする。）

（２）高度処理等の費用を関係自治体が共同して負担できるよう措置（経済的手法に基づく排出負荷量調整システムの導入）

高度処理等を円滑かつ確実に推進するために、流総計画に基づき高度処理を実施する者のために他の関係自治体が費用負担できるよう措置する。

（３）実効性の向上のための措置（ニュー・パブリック・マネジメントの考え方の導入）

策定事項の追加

目標年次、管理者及び計画放流水質を記載事項に追加する。

関係下水道管理者の事業実施の努力義務及び報告義務

各下水道管理者は、流総計画に従って下水道の整備を実施するよう努めるとともに、実施状況を流総計画策定者に定期的に報告しなければならないものとする。

流総計画策定者による勧告制度の導入

流総計画策定者は、下水道管理者が流総計画に従って下水道の整備を実施していないと認める場合においては、必要な措置をとるよう勧告することができるものとする。

計画評価制度の導入

流総計画策定者は、計画策定から一定期間経過後において流総計画の内容について 評価しなければならないものとし、評価結果に基づいて計画を見直すものとする。

(4) 住民参加の推進のための規定の整備

流総計画の策定に当たって、必要に応じて学識経験者の意見を聴くとともに、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

流総計画は、策定後、遅滞なく公表しなければならないものとする。

(5) ローカル基準の目標への追加

水質環境基準のほかに、当該地域の特性等から特に達成が必要と考えられる目標がある 場合には、当該目標も達成するものとして流総計画を策定することができるものとする。

2 環境の保全等の要請への積極的な対応

環境保全、資源の有効利用等の観点から、下水道がその機能を最大限発揮できるように、 所要の改正を行う。

(1) 目的の改正

公共用水域の水質保全を積極的に実現するとともに、処理水の利用、汚泥の再生利用 等の推進を図るために、下水道法の目的を改正することとする。

(2) 経済的手法に基づく排出負荷量調整システムの導入等による高度処理の推進(再掲)

(3) 処理水の有効利用

利用に供される処理水の水質基準の導入

事業計画の認可基準に、公共下水道の配置及び能力が、処理水の用途を考慮して適切に定められていることを追加する。

終末処理場の定義について、処理水の「放流」だけでなく、「利用」も主目的の一つ となるように見直す。

(4) 汚泥の再生利用等の努力義務

下水道管理者による汚泥の再生利用について、現行のような減量のための一手段ではなく、それ自体を努力義務とすることとする。

下水道管理者は、下水の保有する熱をエネルギーとして有効に利用するよう努めなければならないものとする。

(5) 都市の持続的な発展に向けた新たな計画制度の導入

都市の持続的な発展に寄与するために、処理水の利用、汚泥の有効利用、エネルギーの有効利用等について、国の策定する基本方針に即して、下水道管理者が目標及び対策を定め、その内容及び実施状況の公表を義務づける新たな計画制度を創設する。

(6) 浸水対策

下水道の定義について、下水を「排除」するだけでなく、「貯留」や「浸透」をさせることも明確に位置付けることとする。

事業計画の認可基準に、公共下水道の配置及び能力が、浸水被害発生状況を考慮して適切に定められていることを追加する。

流域雨水下水道の制度創設

浸水対策の推進のために、都道府県が流域下水道方式で貯留、浸透を含めた浸水対策事業を実施できるように、流域下水道の定義を見直すこととする。

(7) 安全・安心の確保

緊急時の措置の充実

水質事故等の緊急時における措置の充実を図ることとする。

浸水対策（再掲）

流総計画へのローカル基準の導入（再掲）

3 補助金改革への対応

(1) 交付金制度等の裁量性の高い新たな枠組みの導入

整備が遅れている中小市町村の汚水処理施設の整備を促進するために、交付金制度等の裁量性の高い新たな枠組みを導入することとする。

(2) その他

4 国、県、市町村の役割の見直し

(1) 国の役割

重要広域水域における流総計画の策定等（再掲）

重要広域水域等における広域的な主体による大規模事業の実施

重要広域水域等における大規模な高度処理施設、放流渠等について、都府県を超えた広域的な主体（国又は日本下水道事業団）が、一定の要件の下で設置及び管理を行うことができる制度を導入することとする。

(2) 県の役割

- ・流総計画を通じた市町村に対する勧告制度の導入（再掲）

(3) 市町村の役割

- ・交付金制度等の裁量性の高い新たな枠組みの導入（再掲）
- ・その他